生前贈与加算（3年→7年）の確認表

亡くなった日から足す期間を決め、贈与を1つずつ振り分けます。

亡くなった日ごとの加算の期間

亡くなった日	足す贈与の期間	100万円の控除
2026年（令和8年）12月31日まで	亡くなった日の3年前の日から亡くなった日まで	なし
2027年（令和9年）1月1日～2030年（令和12年）12月31日	2024年（令和6年）1月1日から亡くなった日まで	3年より前の分から100万円を引く（2027年1月2日以後に亡くなった場合）
2031年（令和13年）1月1日から	亡くなった日の7年前の日から亡くなった日まで	3年より前の分から100万円を引く

2027年（令和9年）1月2日以後に亡くなった場合は、足す期間のうち亡くなる前3年以内より前に受け取った分は、その合計から100万円まで（総額）を足しません。

書き込み欄

亡くなった日：＿＿＿＿＿＿＿＿　足す期間の始まり：＿＿＿＿＿＿＿＿　3年以内の始まり：＿＿＿＿＿＿＿＿

贈与の日	贈与の額	区分	払った贈与税
		3年以内・3年より前・外	
		3年以内・3年より前・外	
		3年以内・3年より前・外	
		3年以内・3年より前・外	
		3年以内・3年より前・外	
		3年以内・3年より前・外	
		3年以内・3年より前・外	
		3年以内・3年より前・外	

3年以内の合計 ＿＿＿＿＿＿＿＿円 ＋ 3年より前の合計 ＿＿＿＿＿＿＿＿円 − 100万円まで ＿＿＿＿＿＿＿＿円 ＝ 足し戻す額 ＿＿＿＿＿＿＿＿円

きまり

- **足す人**：相続や遺贈（遺言など）・相続時精算課税で財産を受け取った人だけ。何も受け取らない孫などへの贈与は足さない
- **贈与税がかからなかった分も**：期間内の贈与なら、年110万円以下で贈与税がかからなかった分も足す
- **足す額**：相続のときの値段ではなく、贈与のときの価額
- **足さない分**：贈与税の配偶者控除を受けた分、親や祖父母からの住宅取得等資金・教育資金・結婚子育て資金で非課税になった分（教育資金などは亡くなったときの残りを足すことがある）
- **払った贈与税**：足した贈与にかかった贈与税は、その人の相続税から引ける（加算税・延滞税・利子税は除く）

足した贈与にかかった贈与税（目安）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円　100万円の控除は受け取った人ごとなので、1人ずつ書きます。

相続時精算課税で受けた贈与は、この期間に関係なく足します（2024年1月1日以後の贈与は年110万円の基礎控除を引いた残り）。この計算には入れていません。「3年前の日」「7年前の日」は同じ月日とし、その日の贈与も期間に入れています（2月29日はその年の2月28日）。このサイトの数え方なので、境目の日の贈与は税務署に確かめてください。

例：亡くなる6年前の年に300万円・4年前の年に200万円・2年前の年に200万円・1年前の年に100万円（国税庁 No.4161 の例の金額。日付はそれぞれの年の7月1日として当てはめた）→ 2026年6月30日に亡くなったら300万円、2028年6月30日なら400万円、2031年6月30日なら700万円。

出典：国税庁 タックスアンサー No.4161「贈与財産の加算と税額控除（暦年課税）」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁 タックスアンサー No.4103「相続時精算課税の選択」（2026/11/15 確認）